

第326回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第326回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成26年6月25日（水）16:42～17:06

場 所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

1. 実施要項（変更案）の審議

- 刑事施設の総務業務（法務省）

2. その他

<出席者>

（委員）

尾花主査、樫谷副主査、生島専門委員、川澤専門委員

（法務省）

矯正局 成人矯正課 花村企画官、森田補佐官、平原係長

（事務局）

新田参事官、金子参事官

○尾花主査 それでは、ただいまから「第326回入札監理小委員会」を開催します。

本日は、法務省の「刑事施設の総務業務」の実施要項（変更案）についての審議を行います。

最初に、法務省矯正局成人矯正課花村企画官より、実施要項（変更案）について御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は10分程度でお願いします。

○花村企画官 法務省矯正局成人矯正課で企画官をしております花村博文です。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、資料1に基づき御説明させていただきます。平成26年度「刑事施設における総務業務」の入札結果及び再度公告入札に向けた民間競争入札実施要項の見直しについてです。

刑事施設における総務業務の民間競争入札につきましては、入札公告2月14日、説明会2月21日、提案書を5月2日にまでに頂き、6月4日開札、このような日程で実施させていただきましたところ、複数回の再度入札を実施いたしましても予定価格の制限に達する応札がなかったことから、入札不調となりました。

入札後、入札参加者に対しまして不落随契による交渉の可能性を確認しましたところ、これ以上の価格交渉は困難であるという回答を受けました。

本業務に係る予算につきましては、複数年契約を前提とした国庫債務負担行為を活用しており、予算額を超えて契約することは会計法令上、認められませんので、このままでは、今後、契約締結の見通しが立たない状況となっております。

従いまして、再度公告入札に向けて見直しを行いまして、予算額の範囲では受託事業者の選定は困難であると考え、委託業務の縮小を図り所要の経費を削減するため、委託業務として考えております自動車運転業務の中で、平日の夜間、休日の運転及び運行計画の作成につきましては、委託範囲に含めないこととし、入札実施要項から削除したいと考えております。

刑事施設における自動車の運転業務は、平日昼間のほか、夜間・休日における受刑者の緊急の搬送、例えば疾病による入院・通院などですとか、職員の非常配置といった非常時の対応を伴う業務です。ただ、通常、施設敷地内の官舎に一定数の国職員が居住しておりますので、こういった国の職員であれば容易に対応し得るところですけれども、委託を考慮しておりました民間事業者にとりましては負担になるところが、今回の入札不調の要因ではないかと分析しているところです。

従いまして、この負担を軽減するため、運転業務につきましては平日に限ることとしたいと考えております。

先行事例として、PFI刑務所、官民協働で運営している美祢社会復帰促進センター等がありますけれども、こういったところでは、警備業務の当直勤務に服している民間従事者などが、平日の夜間とか休日の運転業務に対応しているところです。このような平日の昼間

以外の運転業務につきましては、急を要すること、それから、受刑者の戒護をも併せて実施することになりますので、入札実施要項から削除させていただいた場合には、引き続き国側で実施することを考えているところです。

また、運行計画につきましては、受刑者を他の刑事施設に護送する。それから、病院に入院させる、また、職員の移動等、各種の運行の要請につき、優先順位をつけて差配、調整する必要がありますが、この部分は、民間事業者にとって、その判断や調整が負担になるとの話がありましたので、かかる負担を軽減するために、国において、運行計画については差配・調整をすることとしたいと考えました。

これに基づきまして、民間競争入札の実施要項ですが、5カ所ほど今回は変更させていただきたいと考えております。

右下にページ数、4/56と書かれております入札に係るスケジュールです。入札公告、それから質問の受付、回答を7月中に。それから、5ページの入札参加審査書類及び提案書の提出期限を7月中に、開札・落札予定者の決定、暴力団排除条項該当性に関する照会は8月に。それから、契約の締結を9月にいたしまして、運營業務の開始10月は変更しない形で考えております。

ただ、このスケジュールになりますと、引継期間の確保という問題がありますので、民間事業者と十分に調整することといたしまして、業務の開始後におきましても円滑に業務が実施されるよう、業務処理上の引継ぎに必要な措置を講じたいと考えているところです。

続きまして、2点目の6/56ページ、資格審査のところですが、1次審査と2次審査、前回2段階に分けて実施しましたがけれども、入札スケジュールの関係で一括して実施したいと考えております。

それから、3点目としまして、第2次審査を総合評価落札方式で実施することとしておりますが、8/56ページです。加点項目の中で運転業務を10ポイントということで審査してございましたけれども、今回、夜間・休日の運転業務を落とすことになりますので、この加点項目の部分を削除させていただき、合計が50点となります。

また、9/56、総合評価点で落札者を決定することになりますけれども、基礎点が20点、加点項目審査による加点を50点に変更し、計70点を入札価格で割るという方法で落札者の決定に当たっての評価としたいと考えています。

続きまして、4点目です。対象となる委託業務の内容を表で示させております20/56ページです。自動車の運転業務について、国が指示する運行計画へ対応可能な体制とすることの記載など、今回、休日、夜間の運転を実施要項から削除することに伴い、委託業務の内容をこのように記させていただきたいと思っております。

最後、5点目ですけれども、これは従来の実施状況に関する情報の開示の部分で35/56ページになります。こちら平日の夜間とか休日の運転に関連する部分がありますので、公用の乗用車や護送用バス等の運転業務を行い、毎日運行日誌を作成するという形で、刑事施設の業務の説明を修正させていただきたいと考えています。

以上、資料に基づきまして、今回再度公告入札に向けての入札実施要項の見直し案について御説明させていただきました。何とぞ御審議いただきたいと思います。以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（変更案）について御質問、御意見のある委員は御発言をお願いします。

○樫谷副主査 御説明いただいて、大体理解したのですが、1点は、説明いただいた資料1のほうで運転業務を平日に限るとするのは、平日の昼間に限るということで、夜間は入っていないということですね。

○花村企画官 そのとおりです。

○樫谷副主査 わかりました。

もう一つは、業務が減りますね。減ったことによって、27/56から29/56のコスト面などについて、その相当分の調整というのは特に必要ないということによろしいですか。

○花村企画官 この部分は、従来の実施に要した費用における人件費とか委託費のところになります。実態として国側でやっているところもありますし、委託のところもありますけれども、おそらく変動するものではないと考えております。

○樫谷副主査 これは、実態に合わせた数字だと理解していいですね。人員のほうも同じだと。

○花村企画官 はい。

○川澤専門委員 実施要項の9ページで、総合評価点の加点を60点から50点に変更すると伺ったのですけれども、確かに1つ加点項目が落ちますので、50点という形になるかと思うのです。そうすると、価格要素がよりきいてくるような形になるかと思うのですが、そこは特に問題なく、例えば60点の総合点は変えずに各項目の配点を変える方法もあるかと思うのですけれども、審査項目に応じて配点割合を変える方法もあるかと。そこは、そういった御判断をされたということによろしいのですか。

○花村企画官 今回、入札参加者の工夫すべき項目が6つから5つになりますが、今回は残した5つの項目の中で工夫を審査させていただければと考えております。

○川澤専門委員 わかりました。

○樫谷副主査 実際、平日夜間とか休日は、今まで結構多かったのですか。

○花村企画官 先ほど申し上げたように、受刑者が入院したり通院したりということですので、年により、そういう病状の者があらわれてくるかどうかはわからない。我々国側にとっても、なかなか予想し難いところがありますので、逆に民間側からすれば、そのような事態に備えなければいけない。結果として備えていても、出動の機会がない部分が負担になるとのお話でした。そうであれば、年何回起きるかというのはなかなかわかりませんが、国側の職員で何とか対応できるのであれば、今回実施要項の中から落とさせていただきたいと考えたところですよ。

○生島専門委員 資料1の2の美祿社会復帰センターでは、警備の当直の方々で対応でき

ると先ほど伺いました。刑務所によって警備まで任せられるところと、任せられないところがあるということでしょうか。

○花村企画官 刑務所の仕事につきましては、国が大抵は100%やっていますが、美祢社会復帰促進センターは最も民間委託が進んでおりまして、50%位を民間、残りの50%位を国がそれぞれやっております。その民間に任せている中に警備業務があります。従いまして、一定の民間の職員を確保できていて、なおかつ一定数の民間職員のうち、何%かが日々夜間の勤務に従事したり、休日の勤務に従事したりしておりますので、それなりに人員が確保できているという形になります。その人員の中から、たまたま入院とか通院という受刑者が出た場合に、人を割いて運転に充てられる形になっています。

今回は、もともと国でほぼ100%やっているところの、おそらく数%を民間にお願いする形になります。そうしますと、民間の側も従事させられる職員の数がどうしても限られてきますので、そこの中から夜間・休日に充てられる人員を捻出するというのはちょっと難しいということになります。そこは少し難しいところの民間側のお考えというのは一定程度理解できると考えました。

○生島専門委員 数%というのと、かなり少ない感じですけども、どうしてこちらの施設だと、50%といきなり言わずとも、20%とか30%お任せすることができないのでしょうか。

○花村企画官 美祢の場合は、民間に初めて刑務所の仕事を開放したということがあり、収容対象として、初めて刑務所に入ってくる者で、なおかつ刑期の短い者、すなわち、受刑者の中でも社会復帰がかなり近い受刑者を集めることとしました。

その上で、PFIの手法を用いましたので、施設の設計・建築の段階から民間の業者が入り、自分たちがより効率的に運営できるよう建物の設計を考え、なおかつ警備機器もGPSの機能がついたようなものを活用して監視ができるようにするという民間の工夫をより実現できるような形でつくり上げられました。土地についても最初の更地から、民間が設計・建築するという形ですので、最大限民間業者のノウハウが活用できるようにというコンセプトで作られた施設です。

今回、総務業務を民間に任せたいのは府中刑務所と立川拘置所であり、施設が完全にでき上がってしまっているところに、民間側に参入してもらおうということになりますから、そこはどうしても民間に任せる業務のパーセンテージは低くなってしまおうところがございます。

○生島専門委員 ということは、既存の刑務所はほかにもあると思うのですがけれども、そちらに関しては、今後も民間に委託できるパーセンテージは余り増えないということでしょうか。

○花村企画官 先ほど申し上げた自動車運転のような業務も、民間事業者にお願いしているところがありますけれども、単年度ごとの契約です。しかも、例えば運転業務で民間と契約し、一方で、他の業者に翻訳・通訳の契約をしてとったところがありますので、今回は総務業務をある程度全体の固まりとして、複数年度、5年間という固まりでまずはやら

せていただきたいと思います。

それから、民間委託契約を一施設ごとでやっていたので、今回は府中刑務所と立川拘置所を合わせ、東京八王子の地域での複数施設を一括して実施したい。複数年度、複数の施設という形で民間競争入札を実施させていただき、我々としてはうまくいくだろうと思っていますし、うまくいかせたいと考えているのですけれども、そこでやってみて効果が得られるということであれば、その他の刑務所に対しても、複数年度、複数施設という形で広げていきたい。そのパイロットケースとしてやってみたいと考えております。

○生島専門委員 委託のボリュームとか仕事量を減らしたというのは、今後どんどん委託のボリュームが減っていくというよりは、やり方を変えて、最終的にはこういうことも含めて委託できるようにしようという方向性だということですね。

○花村企画官 より効率的になるのであれば考えて踏み出したいと思います。

○樫谷副主査 今でも人手不足ですか。残業とかは結構多いのですか。

○花村企画官 刑務官の負担の一指標として、一般の国家公務員の平均年休取得日数に比べると、刑務官はかなり低いです。

○樫谷副主査 今でも余り改善されていないですか。

○花村企画官 そのような状況がございます。

○尾花主査 2点伺いたいののですが、契約の変更のお申し出については全然異存がなく、納得させていただいたのですが、このような形の変更で、次は不調にならないという確信というか、感触はございますか。変更しても、また不調だと。

○花村企画官 こればかりは入札という形になりますので、本当に確たることは申し上げられません。ただ、我々としては、今回の入札結果を受けて検討し、今回の案でお諮りさせていただいたところです。

○森田補佐官 今回、読めないリスクが一番大きいところは、運転業務の夜間・休日対応だろうと思います。受刑者の状態によって、どうなるかわからないという形ですので、過去のデータを出しても必ずしもそのとおりになるわけではありません。たまたま体調の悪い人たちがいたり、パンデミックが起こったりすれば何らかの対応をしなければいけないことになりますので、そういったリスクに民間事業者が安全側にお金を振り分けてしまうと、どうしても金額が上がってしまう。今回、そのリスクを取り除くことによって、ある程度残った業務については民間事業者のほうでコントロール可能ですので、価格のほうについても適正に判断できるのではないかと考えます。

○樫谷副主査 最初の入札のときはとんでもない差があったのですか。

○森田補佐官 我々が想定していたよりもありました。正直、その辺で民間のノウハウが期待できるところがあるのかなと思ったのですけれども、先ほどお話がありましたように、もともと委託しているパイが少ないという事情があります。

○樫谷副主査 モデルがない。

○森田補佐官 そうです。兼任とかが非常に難しかったということで、その部分は我々も

余り生かせないところを民間に期待し過ぎてしまったところがあったかもしれませんが、その部分は今回取り除いて確実にやっていただこうと思います。

○花村企画官 人件費の部分で、一定数を夜間・休日分に張りつけなければならないというところで、民間事業者からすると、そこはなかなか厳しいというお考えがあったようなので、それであればこの案を考えてみたところですよ。

○尾花主査 もう一点です。多分非常に準備されて、また変更されて、法務省さんも手間がたくさんかかって大変かと思うのですが、今回変更せざるを得なかった原因分析というのは、不確定要素が大きい業務を切り分けたというポイントが主なのか、それとも近ごろよく言われている人件費の一般的な高騰で予定価格が合わなかったのか、そのほか、どの部分だとお考えですか。

○森田補佐官 確かに人件費が上がってきている部分はありますけれども、それが決定的な原因になったとは認識しておりません。一番大きいところは、きょう御説明させていただきました運転業務の24時間対応だと思っております。

○尾花主査 わかりました。ありがとうございます。

○川澤専門委員 今の運転業務の24時間ですけれども、これは今回の事業ではなくて、意見というか、感想ですが、これだけ切り出して、タクシーとかいろいろな運行会社さんは24時間対応しているわけですけれども、そういう形で複数の施設で公用車の運転を24時間対応で委託するというのも考えられるものですか。

○花村企画官 もしそういう形での提案があれば検証してみたいと考えております。

○川澤専門委員 ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、本実施要項（変更案）については、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（変更案）の取り扱いや監理委員会への報告、資料等の作成については、私に一任いただきたいと思いますが、委員の先生、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○尾花主査 また、委員の先生におかれましては、本日、質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局から各委員にその結果を送付していただきます。

本日はありがとうございます。